

事 務 連 絡  
平成27年9月11日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課  
各都道府県私立学校主管課  
各国公立大学法人・学校法人事務局  
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局 御中  
各国公私立高等専門学校事務局  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の  
補足的事項及び健康診断票の様式例の取扱いについて

平成26年4月30日付け（26文科ス第96号）でお知らせしたとおり、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第21号）」が公布され、職員の健康診断及び就学时健康診断票に係る改正規定については同日に、児童生徒等の健康診断に係る改正規定等については平成28年4月1日から施行されることとなっております。

これに伴い、「学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行及び今後の学校における健康診断の取扱いについて」（平成6年12月付け文体学第168号文部省体育局長通知）別紙に定める「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項について」及び健康診断票様式例を廃止し、新たに別紙のとおり定めましたので、これを参考として健康診断の適正な実施等を図られるようお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校を含む。）に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては所轄の学校（専修学校を含む。）に対して、本件につき御周知くださるよう併せてお願いいたします。

（本件担当）

文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課保健指導係

TEL：03-5253-4111（内線2918）

FAX：03-6734-3794